

(別紙2)

学外者の介入防止に関する規制

2025年6月20日

第67回京都大学11月祭事務局

1. 概要

本年度の11月祭における学外者の介入に関して、下記の内容を基本とした規制を設ける。

2. 目的

11月祭は学生ら当事者の自主的・主体的活動およびそれにより創造される価値が尊重されるものであるから、その企画内容、企画形態は自由であり、尊重されるべきものである。しかしながら、11月祭が外部組織により干渉を受け、又は外部組織が不当な利益を得る場になってはならない。かかる学外者の介入は絶対に阻止しなければならない。

学外者からの援助は11月祭の各企画をより充実ならしめるものでもあり、本来自由である。しかし、これが学外者の介入につながることはあってはならない。その調整を図るのが本規制の目的である。

3. 定義

3.1. 「学外者」

京大生以外の個人、主体が京大生以外である団体及び法人

3.2. 「学外者の介入」

学外者が自主的・主体的な11月祭の開催を妨げること、または不当な利益を得ること

3.3. 「学外者からの援助」

京大生及び京大生を主体とする団体が、11月祭での企画において学外者から金銭、物品、技術・知識、人員等の提供を受けること

4. 適用範囲

本規制は、第67回京都大学11月祭において出展される全ての企画について、学外者が企画の出展に関与する場合に適用される。なお、ここでの企画とは11月祭事務局が対応

すべき企画のみを指し、11月祭と同時期に開催される教育学部祭や北部祭典等にはなんら影響を与えないものである。

(11月祭事務局は上記の内容に基づき、また企画出展者の自主性を最大限損なわないよう配慮しつつ、以降に記載の手続きを遂行する。)

5. 事前申請

前項の適用範囲に該当し、かつ学外者からの援助を受けることを予定している企画について、11月祭事務局は当該企画の責任者に対して学外者からの援助に関する内容を事前に申請することを求める。

5.1. 申請事項

企画の責任者に対しては下記の項目について所定の様式で申請することを求める。

- 企画名
- 団体名
- 学外者の名称
- 援助の形態（金銭、物品、技術・知識、人員、その他）
- 援助内容
- 援助を受けることになった経緯
- 援助の用途
- 学外者からの要望
- ビラやポスター等頒布物の実物またはそのデータ

その他11月祭事務局が必要と判断した場合には、上記以外にも当該援助に関する情報提供を求めることがある。

6. 回答

6.1. 回答における基準例

基準例は以下に示す通り。ただし、これは他の基準を持ち出すことを妨げるものではない。

また「学外者の介入」を判断するに際しては、平常京都大学で課外活動等を行っている者の排除等を目的として濫用的に適用するようなことは行わない。

- 企画の主体が企画出展者であるか、学外者であるか
 - 当該援助の発案が企画出展者によるものか、学外者によるものか。
 - 企画出展者ではなく学外者によって企画が出展・実施されているかどうか。
 - 企画の準備及び当日の実行に関与する京大生の数と京大生以外の数の割合。
- 当該援助によって自他の企画の自主的・主体的な活動が妨げられるかどうか。
 - 企画内容に対して学外者からの具体的な指示があるかどうか。
 - 援助の見返りとして要求されているものの程度や、学外者による広告の露出が過度でないか。
- 当該援助の目的が明確であり、企画実施に必要なものであるかどうか。
 - 特に営利企業や行政機関等から物品や金銭等の援助を受けている場合には、その援助が企画実施にとって必要不可欠なものであるかどうか。

6.2. 回答期限

原則として、11月祭事務局は申請を受領してから一週間程度で最初の回答を行うものとする。ただし、申請の時期や申請内容の複雑性等、11月祭事務局の判断により回答に要する期間を延長する場合や、別途に必要な手続きを求める場合がある。

6.3. 回答内容

6.3.1. 申請を受理する場合

当該援助の申請内容が学外者の介入に当たらないと判断された場合は、申請を受理する。

6.3.2. 申請を受理しない場合

当該援助の申請内容が学外者の介入に当たる可能性があるとして判断された場合、または学外者の介入に当たるか否かの判断が困難である場合は、申請の受理を保留とする。その後、11月祭事務局は、再度当該援助に関する詳細な情報の提供を求める等の対応を行う。

当該援助を不許可とする場合は、その判断理由を明記した上で不許可企画の責任者に対してメールまたは書面にて通知する。

7. 受理以降の手続き

7.1. 申請内容の変更等への対応

企画が受理された申請内容に変更または追加、もしくは当該援助の取り消しを行うことを希望する場合、企画の責任者に再度、11月祭事務局に対して申請を行うことを求める。

7.2. 回答の再開

当該援助に関する変更、追加、または取り消しに伴い、11月祭事務局は必要に応じて再度、申請内容への回答を行う。回答の基準や回答期限は、原則として最初の申請と同様とする。

7.3. 援助内容に関する誓約書

本規制に定める手続きを経て学外者からの援助を受けることが決定した企画の責任者に対しては、11月祭事務局に誓約書を提出することを求める。

8. 違反

本規制に定める目的及び内容に違反する行為を、故意または重過失により行った個人、企画または団体に対して、11月祭事務局は相応の措置をとることがある。対象となる行為および措置は以下の通り。

8.1. 違反となる行為

- 学外者の介入を招くこと (3.2.)
- 事前申請を行わずに学外者からの援助を受けること (5.)
- 事前申請において故意に虚偽の内容を申請すること (5.1.)
- 受理された申請内容と異なる形態・内容で援助を受け、かつその変更について再申請を行っていないこと (7.1.)
- 11月祭事務局からの追加情報提供の要求、誓約書提出の要求、またはその他の指示に従わないこと (6.3.2.) (7.3.)

8.2. 違反に対する措置

- 嚴重注意
- 当該援助に関する内容変更または停止
- 保証金の全額または一部没収

- 今年度の企画出展停止
- 次年度以降の企画出展停止

次年度以降の企画出展停止、11月祭からの追放といった個人または団体に対して11月祭へ一切の参加を認めないとする措置は全学実行委員会の決議によらなければならない。また、今年度の企画出展停止についても、可能な限り措置を講じる前に、それが不可能な場合は事後報告的に全学実行委員会に提起するものとする。

9. 異議申し立て

申請に対する11月祭事務局からの回答または8.2.に定める措置に対して異議がある場合は、11月祭事務局に対して再度その回答または措置に関する再検討を求めることができる。行う場合は異議を申し立てる旨およびその理由を記載の上で、メールまたは書面にて提出すること。

11月祭事務局への異議申し立て後、その回答に不服がある場合は、企画の責任者は全学実行委員会に対し、当該回答または措置の再検討を求めることができる。

10. 先例集の作成およびそれにあたる情報提供

企画の責任者等が、当該援助が学外者の介入に該当するか否かを検討する際の参考とするため、11月祭事務局は過去の判断事例や相談事例についてまとめた「先例集」を作成する。また11月祭事務局は当時の規制内容とともにそれを提示できるような体制を整えるものとする。

11. 付則

次年度以降の11月祭においても、学外者の介入を絶対的に阻止できる限りにおいて、参加団体及び個人の自主性・主体性を発揮できるよう、事前相談制や届出制への移行等、規制を緩和することを検討するものとする。